

# 健康診査の対象者の拡大

## 1 現 状

### (1) 受診対象者の制限

生活習慣病治療中の方は、健康診査の対象外としている。

### (2) 理 由

生活習慣病治療中の方は、医師による医学的管理の一環として健康診査に類似した検査が実施されており、健康診査の必要性が低いと考えられるため。

## 2 問 題 点

- (1) 生活習慣病治療中であっても、治療中以外の疾患は発見できないと考えられること。
- (2) 重症化予防プログラム等において、対象者選定に健康診査データを用いているため、保健指導対象者の選定漏れが生じていると考えられること。
- (3) 平成 28 年度時点の被保険者の 91%が生活習慣病で治療中であり、ほとんどの方が健康診査を受診できない状況であること。

## 3 提案内容

- ・平成 31 年度から、生活習慣病治療中の方であっても健康診査を受診可能とする。

## 4 スケジュール

- ・平成 30 年度に、検討委員会、代表幹事会、幹事会、運営調整会議へ諮り、年度内に決定
- ・平成 31 年度から、対象者を拡大した健康診査を実施

## 5 概算所要額（提案内容による増加分のみ）

- ・ $8,007 \text{ 円} \times 67,000 \text{ 人} = 536,469,000 \text{ 円}$ 
  - ※8,007 円：平成 30 年度健康診査額（詳細な項目は含まず）
  - ※67,000 人：10%増加すると仮定（67 万人×10%）
  - ※関連補助金：後期高齢者医療制度事業費補助金  
（基準額）5,490 円、（補助率）1/3 個別健診・課税者で想定

## 6 参 考

- ・福岡広域健診受診率； 5.1%（平成 28 年度）
- ・全国平均健診受診率； 20.6%（平成 28 年度）
- ・九州 8 県のうち生活習慣病治療中の者を除外しているのは福岡県のみ
- ・対象拡大した場合の他県状況：0.8%～9.67%の受診率上昇